

## 第6章 外資導入政策と管轄官庁

### 1. 外資導入政策

フィリピン政府は外国企業によるフィリピンへの直接投資誘致に積極的に取り組んでおり、規制緩和も進み、外国企業へ様々な優遇措置が与えられている。また、フィリピン政府は、1986年のコラソン・アキノ政権発足以来、国内外からの民間投資を積極的に促進することにより国の経済発展を遂げようという一貫した政策を採り続け、この基本方針は現フェルディナンド・マルコス政権においても同様である。特に前ドゥテルテ政権下において、外国投資法、公共サービス法、小売自由化法の関連3法が改正されるなど、外資規制が大きく緩和されている。

フィリピンの外資政策は、大きく以下の2つのアプローチを採っている。

- (1) 奨励分野に指定する特定業種や経済特区入居企業への優遇措置付与による外資誘致
- (2) 国内市場をターゲットとする外資への規制緩和による国内市場開放

### 2. 主な法律

フィリピンにおける外資導入政策を規定する主な法律として、(1)1987年オムニバス投資法(The Omnibus Investment Code)、(2)1991年外国投資法(Foreign Investment Act: FIA)、(3)1992年基地転換開発法(The Bases Conversion Development Act)、(4)1995年経済特区法(The Special Economic Zone Act)、(5)改正フィリピン会社法などがある。これらの各法律に則り、投資規制や優遇措置等が定められており、各法の概要は以下のとおりである。

なお、フィリピンにおいて外資の出資比率が制限される業種は、外国投資ネガティブリスト(Foreign Investment Negative List: FINL、第10章にて詳述)に記載される一定の業種に限られる。この外国投資ネガティブリストに記載のない業種については、100%外国資本による会社設立が可能である。ただし、100%外国資本による会社設立が可能であることと、優遇措置の対象になることは別である。100%外国資本が認められても、そのまま優遇措置の対象とはならない。投資奨励業種並びに優遇措置については、第9章にて詳述する。

#### (1) オムニバス投資法(行政命令226号)

オムニバス投資法は、フィリピンでの投資に関する全ての法律を合わせるかたちで1987年に制定された。オムニバス投資法は、税務上の優遇措置やその他の優遇措置を拡大してフィリピンへの投資を推進することを目的としている。オムニバス投資法は投資の種類及び奨励(優遇)措置の内容を次の図表のように分類している。別途1991年に外国投資法が制定されたことにより、インセンティブを伴わない投資に関する規定であった第Ⅱ部が無効化された。これによりオムニバス投資法は、インセンティブを伴う投資に関する法律として位置付けられている。

図表 6-1 オムニバス投資法による投資の種類と優遇措置の分類

大統領令 226 号	投資の種類及び奨励（優遇）措置の内容
第 I 部	奨励される投資（優遇措置付きの投資）
第 II 部（現在無効）	奨励措置が適用されない投資、 改正版：共和国法 7042 号（1991 年）
第 III 部	フィリピンに地域統括本部を設ける多国籍企業に対する奨励措置
第 IV 部	アジア・太平洋地域及びその他の外国市場向けに部品及び原材料供給のための地域統括倉庫を設立する多国籍企業に対する奨励措置
第 V 部	投資家特別居住ビザ（Special Investors Resident Visa: SIRV）
第 VI 部	エコノミックゾーンの企業に対する奨励措置

（出所）日本アセアンセンター

## （2）1991 年外国投資法（共和国法 7042 号）/改正外国投資法（共和国法 11647 号）

前述のとおり、外国投資法は従来オムニバス投資法に含まれていた「インセンティブを伴わない投資」に関する規定に替わる法律として 1991 年に共和国法 7042 号として制定されている。外国投資法は、ネガティブリストに登録されていない事業につき、輸出企業（生産物の 60%以上を海外へ輸出）の外国人出資制限を除去した。また、国内向企業の外国人所有制限も、ネガティブリストに登録されていない限り撤廃すると規定した。ネガティブリストに登録された場合、外国資本の出資率はそこでの規定値が上限となる（ネガティブリストは第 10 章参照）。

この外国投資法に対しては 2022 年 3 月 19 日に改正法（共和国法 11647 号）が発効され、最低払込資本金要件を引き下げるための要件が緩和されるなど、さらに外資規制の緩和が進んでいる。具体的には、外国資本比率が 40%超となる国内向企業は最低払込資本金を 20 万 US ドル相当以上とする必要がある中、改正前の外国投資法ではフィリピン国民を 50 名以上雇用する場合等の要件を設けて、最低払込資本金を 10 万 US ドル相当に引き下げることを可能にしていた。改正後はさらに要件が緩和され、(1) フィリピン科学技術省（Department of Science and Technology: DOST）が先進的技術を駆使していると認可した場合、(2) 革新的新興企業法に基づきスタートアップ又はスタートアップ支援機関とみなされる場合、又は (3) 直接雇用するフィリピン人従業員数が 15 人以上であって、直接雇用する従業員の過半数がフィリピン人である場合、最低払込資本金の引き下げ要件を満たすこととされた。また、今回の改正に伴って、外資誘致を目的とする省庁横断的委員会として「省庁間投資促進調整委員会（Inter-Agency Investment Promotion Coordination Committee : IIPCC）」が新設された。IIPCC は、貿易産業省（Department of Trade and Industry: DTI）大臣を議長、財務省（Department of Finance: DOF）大臣を副議長とし、投資誘致機関や地方自治体と協力して「外国投資促進・マーケティングにかかる中長期計画（Foreign Investment Promotion and Marketing Plan : FIPMP）」を策定する予定である。

## （3）基地転換開発法（共和国法 7227 号）

基地転換開発法は 1992 年に制定され、軍事基地（クラーク空軍基地、スービック海軍基地、関連基地）を生産活動拠点へと転換すること、その管理機関として 1,000 億ペソを資本金とする基地転換開発公社、及び、その下部組織としてスービック湾地区行政庁、クラーク開発庁を設置した。

輸出企業につきスービック経済特区を物及び資本の移動に関する非課税地区とし、当該地区において5%総所得課税の適用を許可した。クラーク経済特区は同法成立後、大統領宣言により設定された。また、2007年に成立した成立同改正法（共和国法9400号）により、要件を具備してスービック湾地区行政庁、クラーク開発庁に登録された輸出企業は、共和国法7916号の法人所得税免除を付与されることとなった。

#### (4) 経済特区法（共和国法7916号）

経済特区法は特定の地域に対する投資を促進するため、1995年に制定された。同法は製品又はサービスにつき70%以上を輸出している経済特区に存在する登録輸出企業に関して、登録以降4年間（非パイオニア企業）、又は6年間（パイオニア企業）の法人所得税免税期間を設定し、同期間終了後においては5%総所得課税を課す優遇措置を規定している。なお、パイオニア企業とは、以下に従事する登録済み企業を言い、パイオニア企業の資格を与えられない企業が、非パイオニア企業である<sup>15</sup>。

- a. フィリピンで現在まで商業生産されたことのない財または原材料の生産
- b. 商品の生産にフィリピンでは実績のない新規の設計、製法または工程の利用
- c. 農業、林業、鉱業及び/またはそれらに関連するサービス業
- d. 非在来燃料の生産または非在来エネルギー源を利用する設備の製造
- e. 生産、製造、加工における石炭などの非在来燃料、もしくはエネルギー源の利用、またはそれらの燃料への転換

#### (5) 改正フィリピン会社法（共和国法11232号）

フィリピン会社法上、株式会社に課せられていた会社設立時の資本要件について、授權資本（authorized capital）の最低25%相当の株式を引受け（subscribed capital）、引受株式の最低25%を払い込む（paid-up capital）という要件は撤廃され（共和国法11232号、改正フィリピン会社法、2019年2月23日施行）、会社設立に際しての資本要件はなくなった。他方、外国資本が40%を越える国内市場向け現地法人及び外国企業の支店には、外資規制として最低払込資本20万ドルという要件が設定されている（第8章3.参照）。また、増資の場面においては従来の25%の資本要件は依然として課せられている。

### 3. 外資政策管轄省庁

フィリピンにおいて、外資を含めた投資を促進し、優遇措置付与の権限を持つ政府機関は17ある。これらの投資促進機関は、それぞれ個別の根拠法に基づいて設立されており、優遇制度の内容も少しずつ異なっていることから、投資家にとって複雑で分かりにくかったり、比較に手間がかかったりするという難点が指摘されている。

<sup>15</sup> [https://www.jetro.go.jp/ext\\_images/jfile/country/ph/invest\\_03/pdfs/ph8B010\\_yuugusochi.pdf](https://www.jetro.go.jp/ext_images/jfile/country/ph/invest_03/pdfs/ph8B010_yuugusochi.pdf)

主要な促進機関は、投資委員会 (BOI)、フィリピン経済区庁 (PEZA)、クラーク開発公社 (CDC)、スービック湾首都圏庁 (SBMA) で、日本企業が最も多く活用しているのが PEZA、続いて BOI である。その他、マニラ首都圏北方のパンプンガ州クラーク地区やサンバレス州スービック地区等、旧米軍基地を民間転用して開発された経済特区に入居する企業は、それぞれ CDC や SBMA などの優遇措置を活用している。

図表 6-2 フィリピンの投資促進機関

	投資促進機関名	概要、住所、ウェブサイトアドレス
1	投資委員会 (The Board of Investment: BOI)	貿易産業省 (DTI) の附属機関として、様々な産業や投資の機械の促進を主導し、フィリピン人及び外国人投資家を支援する。 Industry and Investments Building, 385 Senator Gil Puyat Avenue, Makati City, 1200 Metro Manila <a href="https://boi.gov.ph/">https://boi.gov.ph/</a>
2	フィリピン経済区庁 (Philippine Economic Zone Authority: PEZA)	フィリピン各地に位置する公営、及び民営の輸出加工区 (ECOZONE) に投資する企業に対し各種優遇措置を付与している。 10th Floor, DoubleDragon Center West Building, DD Meridian Park, Macapagal Avenue, Pasay City 1302 <a href="http://www.peza.gov.ph/">http://www.peza.gov.ph/</a>
3	クラーク開発公社 (Clark Development Corporation: CDC)	ルソン島マニラ北部に位置する米軍基地跡のクラーク特別経済区に投資する企業に対し各種優遇措置を付与している。 Bldg. 2125, Elpidio Quirino St., Clark Freeport one, Pampanga (Business Dev't & Business Enhancement Group) <a href="http://www.clark.com.ph/">http://www.clark.com.ph/</a>
4	スービック湾首都圏庁 (Subic Bay Metropolitan Authority: SBMA)	ルソン島マニラ北部に位置する米軍基地跡のスービック湾自由港に投資する企業に対し各種優遇措置を付与している。 Subic Bay Freeport Zone Bldg. 229, Waterfront Road Olongapo City 2222 <a href="http://www.mysubicbay.com.ph/">http://www.mysubicbay.com.ph/</a>
5	ザンボアンガ特別経済区庁 (Zamboanga City Special Economic Zone Authority: ZCSEZA)	ミンダナオ島南西部に位置するザンボアンガ特別経済区、及び自由港に投資する企業に対し、各種優遇措置を付与している。 Zamboanga City Special Economic Zone Authority & Freeport San Ramon, Zamboanga City, 7000 Philippines <a href="http://zfa.gov.ph/">http://zfa.gov.ph/</a>
6	カガヤン経済区庁 (Cagayan Economic Zone Authority: CEZA)	ルソン島北部に位置するカガヤン特別経済区、及び自由港に投資する企業に対し、各種優遇措置を付与している。 <ul style="list-style-type: none"> <li>10th Floor, Greenfield Tower, Mayflower and Williams Sts. Greenfield District, Mandaluyong, Metro Manila</li> <li>Administration Complex, Centro, Sta. Ana, Cagayan</li> </ul> <a href="https://ceza.gov.ph/">https://ceza.gov.ph/</a>
7	オーロラ特別経済特区庁 (Aurora Special Economic Zone Authority)	ルソン島中部に位置するオーロラ特別経済区に投資する企業に対し、PEZA 企業への優遇措置と類似した各種優遇措置を付与している。太平洋に面した戦略的立地と、その港湾を生かした船による輸出入が可能。 1 Corporate Campus, Sitio Motiong, Brgy. Esteves Casiguran, Province of Aurora, Philippines 3204 <a href="https://auroraecozone.com/">https://auroraecozone.com/</a>

	投資促進機関名	概要、住所、ウェブサイトアドレス
8	バターン自由港経済特区庁 (Authority of the Freeport Area of Bataan)	旧バターン経済特区がPEZA から独立してバターン自由港経済特区となり、バターン自由港経済特区庁が設立された。バターン自由港経済特区は既存のバターン経済特区と、バタンのマリベレス(Mariveles, Bataan)地区からなる。付与される各種優遇措置はバターン経済特区のときと変わらず、PEZAと同じである。 AFAB Administration Bldg. The Freeport Area of Bataan 2106 <a href="http://afab.gov.ph/">http://afab.gov.ph/</a>
9	フィリピン共和国基地転換開発公社 (Bases Conversion and Development Authority: BCDA)	旧米軍基地を投資誘致地区として開発することを主な目的とした公社。ジョンヘイ・ポロ・ポイント経済特区(Poro Point Freeport Zone: PPFZ)を管轄する子会社 Poro Point Management Corporation を持つ。 BCDA Corporate Center, 2nd Floor, Bonifacio Technology Center 31st St., Crescent Park West, Bonifacio Global City, Taguig 1634 <a href="http://www.bcda.gov.ph/">http://www.bcda.gov.ph/</a>
10	フィビデック工業開発公社 (Phividec Industrial Authority: PIA)	フィリピン国内の工業地域の開発を担う。工業地域に必要なインフラを整え、国内外からの投資を呼び込む。 MCT Complex, Tagoloan, Misamis Oriental 9001 <a href="https://piamo.gov.ph/">https://piamo.gov.ph/</a>
11	フィリピン退職庁 (Philippine Retirement Authority: PRA)	外国人に退職後のフィリピン居住を促進する機関。 29/F BDO Towers Valero, Paseo de Roxas, Makati City 1226 Metro Manila, Philippines <a href="https://pra.gov.ph/">https://pra.gov.ph/</a>
12	地域投資委員会(ムスリム・ミンダナオ自治区) (Regional Board of Investments-ARMM:RBOI-ARMM)	ムスリム・ミンダナオ自治区における投資委員会。 ARMM Complex, Cotabato City, 9600 -
13	観光インフラ及び企業誘致区庁 (Tourism Infrastructure and Enterprise Zone Authority: TIEZA)	観光産業の促進を担う機関。国内外からの観光産業への投資呼び込みも行っている。 6th-7th Floor, Tower 1 Double Dragon Plaza, DD Meridian Park cor. Macapagal Ave. and EDSA Extension, Bay Area, Pasay City <a href="http://tieza.gov.ph/">http://tieza.gov.ph/</a>
14	PPP センター (Public-Private Partnership (PPP) Center of the Philippines)	行政令(EO)第8号(2010年9月9日公布・施行)により、BOT センターを PPP センターと改称。管轄省庁が貿易産業省(DTI)から国家経済開発庁(The National Economic and Development Authority: NEDA)に変更となった。 PPP センターは BOT 法でカバーされていた案件を含む、全ての PPP プロジェクトを受け持ち、円滑なプロジェクト実施のために各実施機関への補助・助言やモニタリング、データベース構築等を行う。また、大統領に提出される PPP プロジェクトに関する報告書を毎年作成する。 PPP センターには、選定された PPP プロジェクトの調査費等のため、運転資金として 3 億ペソが確保された。要件を満たした特定案件は、既存の法律・ガイドライン・規制等に従い、6 カ月以内に申請処理される。 8th Floor, One Cyberpod Centris, Eton Centris, Piñahan, Quezon City <a href="https://ppp.gov.ph/">https://ppp.gov.ph/</a>
15	財政インセンティブ審査委員会 (Fiscal Incentives Review Board: FIRB)	CREATE 法(2021年4月11日発効)に基づいて、FIRB は、大規模投資案件への優遇措置付与の可否を審査する権限を有する。なお、投資資本金が 10 億ペソ以下の登録プロジェクトや活動に対する優遇措置の付与については、既存の投資促進機関に委任することとしている。 8th Floor, EDPC Building, BSP Complex, Roxas Boulevard, Manila 1004 <a href="https://firb.gov.ph/">https://firb.gov.ph/</a>

	投資促進機関名	概要、住所、ウェブサイトアドレス
16	ミンダナオ島開発公社 (The Mindanao Development Authority: MinDA)	ミンダナオ島の社会経済的発展の調整と統合を行うことを目的とする機関。 14th Floor, Pryce Tower, Pryce Business Park, JP Laurel Avenue, Davao City 8000 <a href="https://minda.gov.ph/">https://minda.gov.ph/</a>
17	フィリピン観光振興局 (Tourism Promotions Board: TPB)	フィリピンを観光目的地として国内外にマーケティング及びプロモーションを行う機関。 4th Floor, Legaspi Towers, 300 Roxas Boulevard, Manila 1004 <a href="https://www.tpb.gov.ph/">https://www.tpb.gov.ph/</a>

(出所) ジェトロ情報、各機関の公開情報より